

令和7年度 部活動規定

相良村立相良中学校

1 目 的

この方針は、相良中学校の教育方針に従い学校の教育活動を第一義としながら、活動に関する必要な事項を定める。

2 加 入

学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加による部活動については、生徒にスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上、責任感、連帯感を身につけるために大きな役割を果たしている」と示されている。このことを受け、部活動への参加を勧めることとする。

3 加入手続

- ・入部を希望する生徒は、入部届と承諾書を担任に提出し、担任は次のように文書を回覧する。
[担任→入部する部活動の担当者]
- ・部活動の転部は、部活動顧問、校長の許可を得ることとする。

4 休日の活動の地域移行について

- ・令和6年度より、休日(土日祝日)の運動部活動(5つ)の地域移行を行う。
- ・活動日や活動時間等については、下記【5 活動について】に準ずる。
- ・詳細な方針については、相良村が設置する部活動における地域移行検討委員会で決定する。
- ・平日は学校担当者、休日(土日祝日)は地域等の指導者とする。
- ・休日の部活動における保険については、各部活動で加入する。

5 活 動

(1)活動日

- ・生徒の体力、健康の状態を考慮し、1週間の活動日は、5日以内とし、平日1日以上（原則水曜日）、週末（土曜日及び日曜日）1日以上の計2日以上を休養日とする。ただし、試合等で土日に休養日をとれない場合は水曜日以外の平日に1日休みを設ける。また、毎月第1日曜日（家庭の日）は完全休養日とする。
- ・練習時間及び期間は、学習に支障をきたさないように定める。定期テスト前の3日間とテスト期間中は、テストの最終日を除き活動を中止する。ただし、テストの最終日から5日以内に試合がある場合は、学習に支障のない限り1時間程度の練習を認める。
- ・10月から3月の期間内にある対外試合・演奏会の1週間前に限り1時間程度の延長練習を認める。また、10月から3月の期間外にある中体連主催の大会や吹奏楽コンクール等に出場する場合は、特別に延長練習を認める。なお、延長練習を行う場合は、校長の承認を得て保護者から承諾書をとる。

(2)活動時間

- ・平日の活動時間は、生徒の安全を考慮して下校時間を定め、長くとも2時間とする。
- ・土曜、日曜、祝日、長期休業日の活動時間は、午前または午後の半日とし、長くとも3時間とする。ただし、練習試合への参加等を除く。
- ・始業前の早朝練習については行わない。
- ・絶対下校時刻を度々守らなかったり、部室の使用状況、使用した道具の後始末及び練習場所の整備が行われていなかつたりする場合は警告を行う。それでも改善されない場合は、練習停止、試合出場停止及び練習場所を使用させない場合がある。

活動終了時間及び絶対下校時間

月	部活動終了時刻	絶対下校時刻（スクールバス）
4月	学年始休業日の計画による	
	18：20	18：30
5月	18：30	18：40
6月	18：30	
	18：30	18：40
7月	夏季休業中の計画による	
	8月	夏季休業中の計画による
9月	18：00	18：10
10月	17：30	17：40
11月	17：20	17：30
12月	17：10	17：20
	冬季休業中の計画による	
1月	冬季休業中の計画による	
	17：30	17：40
2月	17：50	18：00
3月	18：10	18：20
学年末休業中の計画による		

(3) 練習試合・大会

- ・練習試合は、原則県域内とし、月3回以内とする。
- ・大会は、中体連共催大会及び競技団体等が主催する大会を含め月2回以内とする。（中体連主催の大会を除く）
- ・練習試合や大会の実施にあたっては、地域等の指導者が学校担当者と連携を図り、本規定に則り、相手、試合日、場所、時間、引率者、交通手段等について計画し、生徒や保護者に周知する。

6 部の設置

部の設置に当たっては、指導者、施設等の条件をふまえ、適切に編成する。また、部員が所属せず、活動できない部は廃部となる場合がある。

7 部活動規定の改廃

この方針の改廃は、校長の指導のもと、職員会議において職員の同意を得て行う。